

## 峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時：平成16年9月14日（火） 午後4時30分～5時30分

場 所：武川村民会館 2階 大会議室

出席者：○委員

葦崎市長	小野修一（会長・議長）
明野村長	篠原眞清（副会長）
須玉町長	中田欽哉
高根町長	白倉政司
長坂町長	小沢澄夫
大泉村長	小宮山福男
小淵沢町長	鈴木隆一
白州町長	伊藤好彦
武川村長	小澤莊一
峡北地域振興局企画振興部長	石川泰平
峡北地域振興局林務環境部長	石原洋
森林環境部環境整備課課長	小川昭二
山梨県環境整備事業団事務局長	石山利男

○県

森林環境部長	堀内順一
森林環境部次長	望月健二
峡北地域振興局長	新藤満
峡北地域振興局林務環境部次長	内田公人（司会）

○環境整備事業団

副理事長	大野 仁
専務理事	小林 一敏

- 配布資料：①峡北地区最終処分場整備検討委員会次第  
②峡北地区最終処分場整備検討委員会設置要綱新旧対照表  
③明野村の提言と県の主な取り組みについて

### 【内 容】

<司会>

本日は公務ご多忙の中、委員の皆様にはお集まりをいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を担当します事務局の峡北林務環境部の内田です。よろしくお願い致します。それでは定刻となりましたので、只今から、峡北地区の最終処分場整備検討委員会を開会致します。それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。まず、当委員会の会長であります葦崎市の小野市長さんにあいさつをお願い致します。

<小野会長>

峡北地区最終処分場整備検討委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、公務御多忙のところ、当委員会に

御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、将来にわたり快適な環境を享受するには、廃棄物の発生抑制などの適正な措置を図り、循環を基調とする社会システムを整えることであり、とりわけ廃棄物の適正処理は、私ども行政を預かる者にとって極めて重要な課題であります。

このため、私どもは、ごみの減量化や分別収集、あるいはごみ処理施設の運営など廃棄物の排出抑制や適正処理に積極的に取り組んでいるところでありますが、それでもなお廃棄物が多量に発生している現実があります。

幸い、峡北広域行政事務組合の「エコパーク たつおか」は地域住民の御理解の下、順調に稼働しているところでありますが、更に、本年度から来年度にかけ、不燃ごみ、粗大ごみ処理施設に環境学習機能を併設したリサイクルプラザを整備することとしており、資源化・減量化の取り組みとともに循環型社会に向けた普及啓発が図られるのではないかと期待しているところであります。

こうした中で、市町村から出る焼却灰の委託処理についても、排出者責任が問われるという状況にもなってきております。

こうした状況の変化に対応していくためにも、安定的、継続的に処分場を確保する必要があり、公共関与による最終処分場に大きな期待を抱いているところであります。

明野処分場につきましては、建設地を浅尾地区に決定して以来10年が経ちましたが、未だ着工に至っていない状況にあります。

今回は、県から、これまでの明野処分場の経過や取り組みについて御報告を受けるとともに、委員各位から御意見をお伺いしたところであります。

本日は、県の循環型社会の形成に向けた取り組みについて御報告をいただくとともに、御意見をお伺いしたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

#### <司会>

ありがとうございました。次に、堀内山梨県森林環境部長より、あいさつを申し上げます。

#### <堀内森林環境部長>

ご紹介をいただきました県森林環境部の堀内でございます。峡北地区最終処分場整備検討委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、市町村長の皆様方には、「活力やまなし県民フォーラム」の後、大変お疲れのところ、峡北地区の最終処分場整備検討委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の環境行政推進につきまして多大なご支援を賜りますとともに、地域におけるゴミの減量化、適正処理などについてご尽力いただいているところであり、本席をお借りしまして重ねて御礼申し上げます。

資源が有効に活用され、環境への負荷が可能な限り低減される持続可能な循環型社会への転換を図ることは、本県のみならず、我が国にとりましても極めて重要な課題であります。

とりわけ、廃棄物の減量化への取り組みと、その適正処理は、私どもが直面している課題であり、全国的にも廃棄物の処理施設を巡る課題は枚挙にいとまがありません。

こうしたことから、今後、益々、他県におきまして廃棄物の流入抑制が高まるものと思われますので、産業廃棄物はもとより一般廃棄物の最終処分のほとんどを他県に依存している本県にとりまして、処分場の確保は避けては通れない課題であります。

明野廃棄物最終処分場につきましては、平成6年9月、建設地に明野村浅尾地区を決定し、以来10年が経過しております。

この間、市町村長の皆様には、県の取り組みに深い御理解をいただくとともに、本年4月に開催した整備検討委員会におきまして、問題解決のため当委員会でも積極的に取り組んでいかなければならないという、御意見などをいただきました。

県におきましては、明野村の提言にもあります循環型社会の形成に向け、環境基本計画の策定や生活環境の保全に関する条例の検討など積極的に取り組みを進めているところであります。

本日は、こうした県の取り組みを御理解いただくとともに、処分場問題の解決に向け御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

#### <司会>

ありがとうございました。続きまして、議事に入る前に事務局から報告を申し上げます。

#### <事務局>

それでは、議事に入る前に、事務局からご報告をいたします。

本委員会の設置要綱の改正でございますがお手元に配布してあります、設置要綱第3では、委員会は別表1に掲げる者をもって構成することとなっており、要綱第6では、幹事会は別表2に掲げる者をもって構成することとなっております。

9月1日の双葉町、竜王町、敷島町の3町が合併し、甲斐市が発足いたしました。このため、別表1及び別表2から、双葉町を除くことといたしました。報告は以上でございます。

#### <司会>

それでは、議事に入らせていただきます。なお、議長は設置要綱に基づき、会長である小野葦崎市長さんをお願い致します。それでは、小野会長、議事の進行をよろしくお願い致します。

#### <議長>

それでは、まず、議題の(1)であります「明野処分場について」小川環境整備課長から説明をお願いします。

<小川環境整備課長>

県環境整備課の小川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の「明野処分場について」ですが、明野処分場の問題解決に向けまして、昨年4月から知事と明野村長が話し合いを重ねて参りました。

この話し合いの中で、明野村から、持続可能な循環型社会の形成に向け提言のあったことはご案内のとおりでございます。

県における廃棄物行政は、廃棄物の発生抑制を基本としながら、資源化をすすめ、適正処理が確保された循環型社会を構築していくことを目標としているところでありますので、提言と県の将来的な目標についての方向性は同じであります。

従いまして、県における政策、施策、制度等と提言が重なる部分も多くありますので、今回はこうした県のこれまでの取組みを中心にご説明いたしました。

今年度もほぼ半分が経過し、県の環境行政においても、前回の説明内容から更に進捗したもの、新たに検討項目となってきたものなど変化があります。

本日は、そうした県の環境行政の取組みの中から、明野村の提言に対応した事項を中心に説明させていただき、ご理解をいただきたいと思っております。

まず始めに、お手元に配布させていただきましたA4版の「明野村の提言と県の主な取組みについて」をご覧ください。明野村の提言は、自然との共生、資源の循環、住民参加を基調とした廃棄物の発生抑制と資源化を推進し、良好な環境を確保することにより、持続可能な循環型社会の形成に向けてのものであります。その骨子は資料の最初にありますように、「廃棄物発生抑制の責務」として、行政、生産者、消費者の責任を明確にし、県民の共通の認識にしていくということ、もう一つは、それぞれの責務を踏まえ、「持続可能な社会を実現するために必要な山梨県ルールの創出」ということであります。

この骨子を念頭に、提言の主要項目と県の現状と今後の取組みについて説明させていただきます。

提言では、責務を明確にして、それを含む山梨県ルールの確立という構成になっているわけですが、責務も条例の中に含まれてきますので、まず、条例から説明致します。

1の廃棄物の発生抑制と資源化を推進し、良好な環境を確保する持続可能な社会づくりのための条例の制定についてであります。

現状であります。県では、昨年度、持続可能な循環型社会の形成に向けて環境基本条例を策定し、今年の4月1日から施行したところであります。

今年度において、条例の基本理念を具体化した環境基本計画の策定に向けて取り組んでいるところであります。

環境基本条例はその名称のとおり本県の環境に関する基本的な条例でありますので、環境基本条例の施行に伴い、改正を検討している県条例もあります。こうした作業の中で、県では、現在、県民の生活環境の保全に関する事項を取りまとめた条例について準備をすすめているところであります。

今後の取組みであります。いま述べた「県民の生活環境の保全に関する事項を取りまとめた条例」以下、仮称であります「生活環境の保全に関する条例案」と言わせていただきますが、この条例の中で、生活環境の一部であります「廃棄物に関する事項」について規定することに取り組んでいきたいと考えております。

その内容は、県民、事業者、県の責務、計画の策定、事業者の知事への報告義務等の拡大でございます。

この報告義務等の拡大について少し説明しますが、廃棄物処理法では産業廃棄物を年間千トン以上排出している事業者を多量排出事業者として、事業所における廃棄物の減量等に関する計画を策定し、その計画書を知事に提出することを義務付けています。

そして、1年後には、その計画の実施状況を知事に報告することも義務付けています。

今後、更に、産業廃棄物の発生抑制を図るため、この、法律の多量排出事業者の範囲を拡大して、法律に該当しない事業者に対しても計画の提出と報告を義務付けることにいたしまして、これは産業界の理解も得る必要がございますので、その努力もしながらこの規定に向けて検討していききたいと考えています。

また、現在多量排出事業者の削減等の計画及び報告については公表しております。この拡大したものにつきましても公表していききたいと考えております。

県では、今年度の新規事業として、多量排出事業者を対象に、山梨県産業廃棄物発生抑制・適正処理推進事業、通称「トライ産廃スリム事業」を実施しています。これは、事業者による産業廃棄物の削減等に県が廃棄物に関する専門家を派遣し事業者と県が一体となって廃棄物の削減に取り組む事業であります。こうした事業を拡大する中で、法律以上の義務を課することに理解を得ていききたいと考えております。

次に、2の廃棄物発生抑制のための県民、事業者、県の責務についてであります。

現状では、環境基本条例の中で、条例の基本理念である環境の保全及び創造に向けた、県民、事業者、県の責務について規定しております。

県長期総合計画「創・甲斐プラン21」において、県民、事業者、行政が一体となったゴミ減量化の展開、リサイクルの促進、廃棄物の適正処理の推進を位置付けております。

現行の山梨県廃棄物処理計画の中で、行政、事業者、県の廃棄物に関する責務について定めています。

今後の取組みであります。責務については、基本条例、計画ですすでに定められていますが、循環型社会の形成に向けて、発生抑制、循環利用、適正処理等について県民、事業者、県の責務をより明確に、県民に分かりやすく示すため、環境基本条例等との整合性を図りながら生活環境の保全に関する条例(案)の中で明文化していききたいと考えております。

それぞれの責務としては、県の責務として、循環型社会の形成促進のための計画の策定及びその推進、あるいは情報の提供、環境物品、リサイクル製品等の自らの使用義務等を考えております。

事業者の責務としては発生抑制、循環利用、適正処理についての努力義務、循環資源等の利用、県の施策に協力というような責務でございます。

県民の責務としては、発生抑制、循環利用、適正処理の促進についての努力義務を掲げます。また、県の施策に協力していただくという責務でございます。

次に、条例に含まれべきものとして、3の総合計画としての発生抑制資源化計画についてであります。現状では、平成14年度から18年度を計画期間とする山梨県廃棄物処理計画がございまして、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理等に関する施策を推進しています。今後の取組みについてであります。県条例（生活環境の保全に関する条例(案)）の中に、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理に関する計画の策定について規定することを考えています。

今年度実施している産業廃棄物実態調査の結果を基礎資料といたしまして、来年度（平成17年度）、山梨県廃棄物処理計画を名称も含め全面的に改定し、生活環境の保全に関する条例(案)に基づく計画として位置付けることを考えています。

更に、この計画の中で廃棄物の発生抑制や資源化に関する事項を重点目標として位置付けることとしていますが、具体的な施策や目標値等につきましても、今後、計画策定の中で明野村の提言も参考に検討していきたいと考えております。

次に4の計画策定委員会と県民参加の審議、策定手続きと総合計画の事後的検討についてであります。

現状は、廃棄物を含む環境に関する重要事項の決定にあたっては山梨県環境保全審議会の意見を聞くとともに、パブリックコメントにより県民からの意見を反映しています。また、市町村や関係団体等の意見も必要に応じて聞きながら進めています。

今後の取組みでございますが、山梨県環境保全審議会に廃棄物に関する学識経験者及び県民、産業界、市町村等の代表者からなる「廃棄物部会」を設置することを考えております。

生活環境の保全に関する条例(案)の中で義務付ける計画の策定については、この「廃棄物部会」において意見を聞き計画に反映させるとともに、計画の進捗状況について報告していきたいと考えております。

生活環境の保全に関する条例(案)で義務付ける計画の策定については、計画策定段階でパブリックコメントを実施し計画に反映させたいと思います。

また、この計画を着実に推進していくための推進組織の設置を検討していきたいと考えております。

循環型社会の形成に向けての県の具体的な取り組みは以上でございます。

次に、お手元にA3サイズの資料がありますのでご覧下さい。県の循環型社会形成に向けた施策体系であります。

太線で書いてあるところの施策が明野村の提言に対応するものと考えております。表の半分から上に書いてございますのが創甲斐プラン21という県の長期総合計画の廃棄物に関するものを体系で示したものでございます。

一番左にあるように目指す県土像は「誇れる郷土活力ある山梨の実現」でございまして、県土像の実現のための政策分野の目標は環境日本一山梨の確立でございます。

中央の方に移りまして分野別政策の目標は、先程から繰り返し述べて

いる循環型社会の形成でございます。

右側の方にいきまして施策の目標はそのためのシステムの構築でございます、具体的には①から③にありますように廃棄物の排出抑制の推進、リサイクルシステムの整備、廃棄物の適正処理の推進、これが廃棄物に関する大きな施策の目標でございます、この下にさまざまな事業を展開してございまして、その事業には必ず予算がついているというような体系になっているわけでございます。

半分から下の左側でございますが、今年の4月から施行しております環境基本条例の抜粋でございます。

基本理念は、廃棄物に関するものにつきましては、「持続的に発展することができる社会の構築」、そのための基本的な施策として環境基本計画を策定しなさいということ。それから環境の保全及び創造を推進するための施策を具体的に作成しなさいというようなことが謳われているわけでございます。それを受けまして一番下の左にあります環境基本計画を今年度策定しており、

来年の2月を目途に策定の作業を進めているところでございます。

これは環境基本計画ということで環境全体を含む大きな首尾範囲がございまして具体的な廃棄物に関するものは右側になってくるわけでございます。

生活環境の保全に関する条例(案)とございますが、この条例の中に廃棄物が入ることによりまして廃棄物行政が条例、計画、具体の施策、事業とよりわかりやすい体系になるものと考えておりまして、条例の条文について今年度検討していくということでここに載せてございます。

その下にありますのが廃棄物処理計画で名称も含めて来年度、県民、産業界の意見等も聞きながら策定していくことを考えています。

一番下でございますその他の取組がたくさん載っておりますけれど、これが具体的なものになるわけでございますが、この中には明野村の提言と重なる取組もいくつかあるわけでございます。

県の廃棄物処理施設の設置に関する指導要領、これはいわゆる事前協議制度を設けた要領でございまして中間処理施設や焼却施設、最終処分場を作る時の法律に基づく手続きの事前段階での協議制度で、地域の合意形成には市町村長さん方の指定する地域の合意を得るというようなこともこの中には含まれているわけでございます。

必ず、焼却施設あるいは最終処分場を作るときには廃棄物処理施設専門委員会という4名の大気、水質、騒音、廃棄物の専門家から成る委員会を開きまして、意見を聞いて、専門的な立場から助言、指導、意見を聴取することとしているところでございます。

また、廃棄物不適正処理防止マニュアルというものは、今年度からこれを活用しております。作るきっかけになったのは須玉町の山奥にございます日向処分場という民間の産業廃棄物処分場の対応に関わります県の対応を検証いたしまして、そこから得られた教訓を基にこのマニュアルを作っております。不法投棄というような事例が発生したような場合の対応方法、それから改善命令、措置命令等の行政権限の発動に関する事項、といったようなものを全職員に配りまして、いつでもこれで同じ方向で対応できるようにということで策定されております。

それから新たな最終処分場候補地選定方針というのは、峡北以外の4地区におきます次期最終処分場の選定に向けて環境整備事業団が策定い

たしまして、各地区整備検討委員会の市町村長さん方の会議によりまして、これを承認していただいた方針でございます。

中には法令や規則等の指定地域をまず除く1次スクリーニング、法令以外の配慮すべき区域としての2次スクリーニングというような手続きが方針として盛られているものでございます。

また、県民の県政への参画ということでは、環境保全審議会の部会設置を先程説明させていただいたところですが、その他にも様々な手法で県民からの意見をちょうだいいたしまして施策事業に反映しているところでございます。

最後にありますのが、通称「トライ産廃スリム事業」で先程説明したとおりでございます。

以上で、県の施策体系を基に県の事務事業等について説明させていただきました。説明を終わらせていただきます。

今後とも、環境日本一やまなしを合言葉に、環境行政、廃棄物行政を推進していく所存でありますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### <議長>

ありがとうございました。それでは、ただいまの県の説明を踏まえる中で、明野処分場についてのご意見をいただきたいと思っております。

今日までの経過、そしてまた県の基本的な考え方、それから今後の取組についての説明であります。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。委員さんお願いします。

#### <委員>

県の考え方は大体わかりました。明野村長と話をしたのか。何らかの接触があって、食い違いとかあるのか。

#### <委員>

今の委員さんのご質問にまずお答えさせていただきます。協議、話をしているのかということにつきましては、今年の3月31日に提言をさせていただいて以降、具体的な回答をいただけない時期が続きました。

そういうことの中でこのままだと時間が経過してしまう、私には残された任期も限られているということの中で、事務レベルの摺り合わせをお願いをさせていただきました。それにお応えいただいて事務レベルでこの提言に対して何ができて何ができないのか、あるいは何が現状で問題なのかを中心としての事務レベルの協議をさせていただいて来ました。

#### <委員>

事務レベルで食い違いがあるのか。あるのであれば、その上の段階でのすりあわせが必要なのではないか。

#### <森林環境部長>

最初の問題につきましては、明野村長さんと全く同じだと思います。

何回か事務的な話をさせてもらっております。これは先程小川課長から話しをさせてもらったとおりであります。明野村の提言につきましては将来的には方向とすれば知事も申し上げております。同じ方向だということでございますので、県の今考えられ得る施策の中で提言

をどういうふうに考えていくのかということ、我々とすれば出来る限りの対応をしたというように思っております。

それは委員さんという立場があると思いますので、我々の方とすれば今の時点では対応できるものについては対応したというように思っております。

その感覚的なものと言いますか、感じ方と言いますか、それにつきましては明野村長さんの考え方と私どもの考え方が一致するのかどうかということは、ちょっとはっきりわかりませんが、明野村長さんからその辺を聞いていただくことになるかと思っております。

#### <委員>

はい。あの明野としましてですね、提言の骨子につきましてはご案内のとおりでございます、私どもは10年間のあの問題を抱える中で、ゴミの減量の具体的な対応がですね、まず前にあって、そして経過として最終処理施設というものの受け入れというものを考えて提言をさせていただきました。

私たち市町村もそうですが、同じ責務をしょっているわけですが、県の皆さんにそういう具体策をお願いしたいということでのお願いの中で事務レベルでの話を進めさせていただきました。

率直に申し上げまして先程部長さんの方からお話がありましたが、協議の中で今県が進めている環境基本条例、この4月施行になったものに従って縷々進めている、そのスケジュール等についても私自身はよく解りました。

私どもとすれば、目に見えてゴミを減らすための方策とするならば、廃棄物処理に関する、それに特化したですね、条例の必要性ありと、そのことが実効性を伴うことに繋がると、いう意味で条例を作ってほしいという提言をいたしました、今、県が進めているスケジュールの中で、特に先程来の生活環境保全条例の今検討されている中で、の廃棄物に関する部分に私たちが実効性を伴う内容をですね、今後取り組んでいかれるという趣旨の御発言を頂きましたし、協議の中でもかなり私たちの意向を汲んで頂けるような方向も見えてきていると、いうふうに私自身は理解をしております。

それから、今後は、細部の更に協議を進める中で、私は前々から申し上げておりますように、明野村が存続する中でですね、要するに合併前にですね、この問題の解決の糸口をしっかりと作ること、そのことが私に与えられた責任です、そしてそのことが、明野村を将来に渡って活かさせる、生きていける、その道に繋がって行く、それから更に加えて言うならば、この10年間の苦しみというものをですね、村民間でのいがみ合いを含めた明野村のこの苦しみをですね、もうこれ以上先延ばしをしてはいけないという思い、これは、多くの村民の皆さんの共通の認識であるだろうと、いうふうに思っております。それらを踏まえた中で、細部の調整を図っていきたくと、そしてそこでは県の皆さんの更なる御協力もいただきたいと、そんなふう考えているところでございます。

#### <議長>

はい、ありがとうございます。はい、委員さん。

<委員>

明野村は特化条例が望ましい、県は特化条例ではないとのこと。資料が条文化されればわかりやすいと思う。多くの人にわかってもらうのであれば、抜粋でいくとか、条文形式にしたほうがいい。明野村長に全部話しをしてもらうつもりで、もう少し事務レベルで詰めていく必要があるのではないか

<議長>

はい、ありがとうございます。はい、委員さん、御発言をお願いします。

<委員>

この前ですか、第一回の検討会を開きましたよね。

私は、今回の県の提言も非常に良く検討させて、出ているのではないかと考えているんですね。これらの問題について基本的には明野の地域の住民の皆さん方がどのように理解されるかということだと思う。

それを今度、委員さんが地域に帰って皆さん方と協議、論議をして対話の中でどういうふう引き出していくか。積極的に県が一生懸命それに参加してやっていかなければならないと思うんですね。

やはり話し合いというのが一番必要だと思うんですよ。そういうものに積極的に取り組んでいかなければいけない。知事さんもこの間、この内容の問題ともうひとつは場所の問題も出たわけなんですね。それも検討してもよろしいということが出たわけです。

場所を検討するということは、これが条件だと思うんですね。これをやはり住民の皆さん方に理解してもらわないと新しい場所に作ったってまた騒ぎが起きるわけだ。そういうことで、その取組について事務レベルでやっているようでございますが、検討委員会もあるいろいろな分野の中でやっぱり県も積極的に参加して話し合いを進めてもらいたい。今、村長さんも前向きに考えているんですから私も合併前に村長の責任としてやはり方向を示してやる方が、村民もおそらく安心をするのではないかと思いますよね。

合併へ持ち越すよりか、その前にできるだけ努力して、村民の皆さん方の理解を得て、県とうまくできるような方向のために、是非検討委員会なり対応をどんどん進めてやってもらいたいと私は思います。

<議長>

ありがとうございます。ただ今の御提言、質問かと思いますが、県の方から答弁をお願いします。

<森林環境部長>

いくつか具体的な取組につきましても、御示唆を頂いたわけでございますが、特化した条例か、生活の環境の保全の中で含めて行くのかということにつきましては、我々は今、生活環境というものを公害の問題も含め、車の排気ガスの問題も含め、それから例えば色々な光の害とか

<議長>

委員さんから話しがございましたとおり、事務レベルの協議はしたが、

更にこれを確実なものとして推進をされたいということ。

それから条例の中に今後の明野に対する取組というものもある程度評価がいただけるというような話。

それから合併前にこの道筋を付けていきたいという御発言。更には、今まで10年間の中で蓄積をされた村民感情というようなものも和らげる中で市町村合併へと道筋を付けられたい。

あるいはまた、細部についても村民の方々あるいは地域住民の方々が安心して暮らせる地域づくりのためにも更なる県との折衝をしていかなければならないというふうなことを発言がなされたわけである。

そしてまた、委員さん、委員さんからも基本的には明野の村民にこれをきちんと説明していただいて村民の合意がとれるように更なる村あるいは県との協力の中でそして安心してこれが進められるように努力をというご提言であったかというふうに思う。

皆さん方から大変貴重な、しかも大変重い発言をいただいたわけでありまして、それから広域的には委員さんから御提言がありましたようになんと言ってもごみの減量化という、こういう大きな課題がありますので全県的な力をこれらも検討されたいという意見が本日の皆さんがたのご意見であろうというふうに思うわけである。そういうとりまとめをさせていただきます。本日の議事を終了させていただきたいと思っております。

#### <議長>

ご意見も出尽くしたようでありまして、最後に、議長として一言申し上げます。

当委員会では、今日まで明野処分場問題の解決に向けて努力してきました。

北杜市誕生まであと僅かではありますが、議長として、この問題の早期解決を心から願うものであります。

県におきましては、本日説明のあった取り組みを推進していただき、明野村からの提言を参考に、循環型社会の形成に努めていただきたいと思います。

また、明野村長には、是非、これまでの経過を踏まえ、県の取り組みに理解を示され、処分場問題の解決に努力されるよう希望します。

それでは、これで本日の議事を終了とし、議長の任を解かせていただきます。本日は、ご協力ありがとうございました。

#### <司会>

委員の皆様には、本日は大変お疲れさまでした。

また、小野市長には議長を務めていただき、ありがとうございました。今後とも、市町村長さん方のご協力をお願いしまして、本日の峡北地区最終処分場整備検討委員会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以上